働きやすい職場整備支援事業【パワーアップ補助金】

※2026 年(令和 8 年)度限定

【目　的】

・企業の人材確保には職場環境の整備も必要だと考えられることから、市内で事業を営む事業所等の従業員が働く労働環境等の改善を支援することで、従業員の雇用促進及び定着を図る。
・人材定着には、職場環境のみならず住環境の整備も必要なことから、市内中小企業者等が所有する社員寮等の環境改善・新築等に対しても支援する。

【補助交付金額】

・申請は、１事業者１回限りとし、交付する補助金額は、次のとおりとします。

補助率	補助金限度額
補助対象経費のうち 3/4 以内	60 万円

※補助対象経費の総額が 5 万円（税抜）未満となる場合は、事業効果が小さいものと判断し、補助対象外となります。
※複数事業所、店舗を所有する場合、同一敷地内の物件で１度のみ申請可能です。敷地を別にする事業所ごとに申請することは可能とします。
※当該補助金で、店舗の工事費用を対象とする場合は、消費税及び地方消費税相当額は補助対象外となりますので、補助対象経費に含めないでください。※消費税については、「消費税の取り扱いについて」（0-7 ページ）を参照。

【補助対象地域】

・富良野市内全域

【対象者】

・以下の条件を満たす市内中小企業者等又は学校法人、医療法人、農業協同組合

条　件
・富良野市民もしくは主たる事務所を本市内に有している者 ・経営者及びその親族（２親等以内）のみで営業していない者※ ・補助金交付申請の日の１年前の日から交付申請の日の前日までの間に、事業主の都合による解雇がない者 ・市税を滞納していない者 ・社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る）、農家（個人農家）も含む。 ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する雇用保険の適用事業所である者（新規創業の場合は、見込みで可） ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員が役員に就任している中小企業者等ではない者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定されている風俗営業の店舗等に関する事業を営むものではない者 ・ホテル旅館等、介護事業所で、富良野市民を申請時点で３人以上正規雇用しているものについては、本市内に主たる事務所をもたない中小企業者等であっても、補助事業の対象とします。

【対象となる事業】

・申請年度の 2 月 28 日までに完了する事業であること。
・本事業の目的を達成するために必要な備品購入や設備導入、改修工事などに係る経費について補助します。
・以下、対象となる事業の例示

・エアコン、暖房の設置工事　　※既に設置されているものの入替は対象外
・従業員用の休憩室の設置
・壁、窓などの断熱工事
・男女別の更衣室やトイレの設置
・分煙、喫煙所の設置　※現在設置されておらず、喫煙しない従業員からも設置要望がある場合
・従業員用社宅の新築または物件の購入、リフォーム
※ただし、以下の場合に限る。
①不動産物件を従業員以外の他者へ賃貸し財産収入を得る事業ではないもの
②既に従業員が入居している場合、入居者の要望に基づいて改修されるもの
③従業員が入居していない場合、従業員に対して入居に関する周知を行うもの
・この他、従業員が働きやすい職場の環境改善等につながると市長が認めるもの

・店舗等の営業所や社員寮等の改修、改築及び新築工事の場合、以下の条件を満たしているものが対象となります。対象工種は、原則、店舗等新築改修費補助事業と同様に取り扱うものとし、記載のないものは市と協議するものとします。
① 市内登録業者へ発注されるもの　※市内登録業者一覧を参照（15-10 ページ）
② 従業員への要望聞き取り等状況把握を行い、職場環境の改善につながるもの
③ 交付決定時点で着工前のもの

※事業の用に供する部分と従業員利用部分を同時に改修する場合の対象経費の算出について
事業用部分の経費が積算できるものは、積算し対象経費から除く。この経費が店舗等新築改修費補助事業の対象となる場合は、別で同時に申請することができる。
事業用と従業員利用部分に係る工事経費を分けて積算することが難しい場合は、全体面積と従業員が利用する部分にかかる面積で工事費を按分して対象経費を算出し、5 万円（税抜）以上であれば対象とできる。

【対象とならないもの】

・補助対象業種であっても、年間を通じて利用されない建物への設備設置や工事
・他の補助金等の助成を受けたときは、当該補助金の対象工事費は、この補助金の対象工事費に含まれないこととします。
・過去に新規創業応援事業により補助金の交付を受けた店舗等、工場については、補助金の交付※を受けてから 3 ヶ年が経過していないと対象にはなりません。※補助金の交付を受けた日は、補助金の確定通知があった日とし、当該日から経過期間を起算するものとします。
・富良野市住宅改修促進助成条例の補助金交付を受けてから 5 ヶ年が経過していない建築物については、当該補助金が住宅部分のみを対象にしていたとしても、この補助金の対象とすることはできません。
・その他、対象外となる例示は以下のとおり

・照明の LED 化など単なる入替工事
・夏期期間しか利用しない休憩所の設置工事や設備導入
・従業員ではなく店舗利用者のための工事
・市外に所有する施設の工事
・官公庁の指定管理施設の工事
・業務効率をあげることや、使用可能な暖房設備の入替によるコスト削減など、経営改善が主な目的と判断されるもの
・例えば社長室の改修など、経営者や特定の従業員しか効果を享受できないもの

【申請フロー】

1 申請

申請事業に着手する１４日前までに、次の書類一式を提出してください。

①	申請書（第１号様式）	
②	補助金等交付申請額算出調書 （別記第２号様式）	
③	収支予算書（第３号様式）	金融機関から借入する場合、その額も記入する
④	事業計画書 （（職場環境）様式第１号）	※補助申請事業が建物の工事であり、建物を共有する連携事業者がいる場合…建物賃貸契約者が主たる事業者として事業申請し、事業計画書の特記事項に建物を共有する連携事業者及び連携事業者との事業計画を記載。
⑤	暴力団員ではない旨等の誓約書	
⑥	申請者確認書類	②－１　個人事業の場合→住民票（抄本）（有料）（市民課①番窓口） ※個人番号記載不要 ②－２　法人事業の場合→法人登記事項証明書（有料） ②－３　中小企業団体の場合→団体の所在地、活動内容、予算決算、団体に加盟している会員がわかる資料。直近のものに限る。 ※②－１、２は発行して３か月以内のもの。いずれも写しで問題ない。
⑦	市税の滞納がないことの 証明書類	滞納がないことの証明書（複合庁舎２階税務課４－３番窓口）（※有料） ※発行して１週間以内のもの。申請者が、申請時点で市税の納入義務を負わない場合は、証明書の提出は不要。
⑧	６次産業化認定等を確認 できる書類	※認定事業の特例申請の場合のみ提出 ・認定通遺書又は証明書の写し、事業計画書の写し
備品設備等の導入の場合		
⑨	導入設備等の見積書　及び 仕様がわかるカタログなど	
建物工事の場合		
⑩	工事の見積書　及び　図面	※注意！　市の登録業者の発行した見積書に限る
⑪	建物と土地の所有者がわかる 書類の写し	自己所有物件の場合のみ提出 書類の例（いずれかのひとつで、いずれも写しで問題ない。） ・登記事項証明書（登記簿謄本、権利書） ・名寄帳、課税台帳（有料）（税務課⑦番窓口） ・固定資産税納税通知に同封の「課税試算（土地・家屋）の明細書」
⑫	賃貸契約書の写し	賃貸物件の場合のみ提出
⑬	写真	工事を施工する店舗等又は工事の「施工前」の状態を撮影したもの
⑭	雇用状況を確認できる書類	※市外法人のホテル旅館等、工場の特例申請の場合のみ提出 ・雇用条件や雇用状態を確認できる書類の写し （例えば、雇用契約書、労働者名簿、賃金台帳、給与明細など） ・該当労働者の住民票の写し

2 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、市から連絡し、「補助金交付決定通知書」をお渡しします。書類審査には、10 日～14 日程度かかります。

※注意！　交付決定があるまで、工事には着手しないでください。

3　着工

工事を行う場合、着工したら、速やかに次の書類を提出してください。

①	着手届（第７号様式）	
②	登録事業者との契約書	写しを提出
③	建築基準法に基づく確認済証	新築の場合のみ提出（写し）

※注意！　各種法律の手続に不備が発覚した場合、交付決定を取消すことがあります。

4　変更

以下の(1)～(3)の場合は、市へご相談のうえ、速やかに次の書類を提出してください。

(1)申請額が大幅に増額、減額したときや事業内容が変更になったとき

①	変更承認申請書（第５号様式）	
②	その他市長が必要と認めるもの	必要に応じて担当から指示します

※注意！　変更後の対象事業費に合わせて、補助金の減額又は交付決定を取り消すことがあります。

(2)事業期間（工期）を延期したとき

①	変更承認申請書（第５号様式）	

※注意！　事業期間（工期）が大幅に遅延した場合は、補助金交付決定を取り消すことがあります。

(3)申請事業を取りやめたとき

①	中止・廃止承認申請書（第６号様式）	

5　実績報告

事業完了後 14 日以内、または令和 9 年 2 月 28 日の早い方までに、次の書類を提出してください。

①	実績報告書（第８号の~~十~~３様式）	
②	補助金等交付申請額算出調書 （第２号様式）	
③	収支決算書（第９号様式）	
④	事業実績書（(職場環境）様式第４号）	
⑤	支払をしたことを証明できる書類	領収書の写し
⑥	成果写真	導入した設備等の設置状況を撮影したもの 施工箇所の「施行中」「施工後」の状況を撮影したもの
⑦	その他市長が必要と認めるもの	必要に応じて担当から指示します
建物工事の場合		
⑧	営業許可書の写し	※新たに開業する場合は提出
⑨	建築基準法に基づく検査済証	※新築工事の場合のみ提出。

6　補助金の確定

申請どおりの事業内容（施工）が確認できれば、市内部で補助金の確定手続を行います。(建物工事の場合は、担当職員が工事した店舗等・工場の確認・検査をします。)
手続きが済みましたら、市から申請者へ連絡し、「補助金確定通知書」をお渡しします。

7　補助金の請求

補助金の確定通知を受け取ったら、速やかに次の書類を提出してください。

①	請求書（第 11 号の 1 様式）	
②	振込口座を確認できる書類	銀行名・支店名・口座名義・口座番号が確認できるもの ※通帳の表紙を見開いたページの写し　など

※注意！　補助金の振込先口座は、申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

8　補助金の振込

補助金の請求が確認できれば、市で振り込み手続きを行います。
振り込み日は、請求書提出日からおおよそ２週間～１ヶ月です。

働きやすい職場整備支援事業の対象事業者の考え方

【基本的な考え方】

・この補助金は、店舗等を営む方を対象とすることを基本とし、店舗等の不動産物件を他者へ賃貸し、財産収入を得る事業者を対象とするものではありません。

・これは、限られた財源を、現在、市内で店舗等を営む方への支援へ重点的に振り向けるための措置です。市内事業者の職場環境等の整備を直接支援し、富良野市の商工業、観光業の人材確保及び定着の促進を期待するものです。

【対象となる補助事業者と、後年度補助申請できるかどうかの例示】

1　単独店舗の場合

店舗等の所有者	店舗等を営むもの	補助事業の申請者	補助の可否	解　　説
個人Ａ	個人Ａ	個人Ａ	○	店舗のオーナーであり経営者が店舗等の改修等を行う。
個人Ａ	個人Ｂ	個人Ａ	×	店舗等の経営に関与していない店舗のオーナー（大家）が改修等を行う。
個人Ａ	個人Ｂ	個人Ｂ	○	店舗等を賃借している経営者（個人Ｂ）が店舗等の改修等を行う。
個人Ａ	法人Ｃ	個人Ａ	×	法人店舗等の経営に関与していない店舗のオーナー（大家）が改修等を行う場合は対象外。
個人Ａ	法人Ｄ	個人Ａ	○	個人Ａが店舗等を営む法人Ｄの役員になっている等、店舗等の経営に携わっていることが証明できれば、個人Ａが行う改修等も対象とできます。 しかし、後年度、法人Ｄがテナント店舗内の改修等のためにこの補助を受けることはできません。
個人Ａ	法人Ｃ	法人Ｃ	○	店舗等を賃借している経営者（法人Ｃ）が店舗等の改修等を行う。

2　テナント・店舗が複合しているような店舗の場合

店舗等の所有者	店舗等を営むもの	補助事業の申請者	補助の可否	解　　説
個人Ａ	個人Ａ 個人Ｂ 法人Ｃ	個人Ａ	○	店舗のオーナーであり店舗を経営する個人Ａが店舗等の改修等を行う。 この場合、共用部分などの改修も補助対象とできます。 個人Ａは後年度、この補助を申請することはできませんが、個人Ｂ、法人Ｃは申請することができます。
個人Ａ	個人Ｂ 法人Ｃ 個人Ｄ	個人Ａ	×	店舗等の経営に関与していない店舗のオーナー（大家）が改修等を行う。
個人Ａ	個人Ｂ 法人Ｃ 個人Ｄ	個人Ｂ	○	店舗等を賃借している経営者（個人Ｂ）が店舗等の改修等を行う。 この場合、個人Ｂは後年度申請できませんが、法人Ｃ、個人Ｄは申請できます。
個人Ａ	法人Ｃ 個人Ｄ 法人Ｅ	個人Ａ	×	法人店舗等の経営に関与していない店舗のオーナー（大家）が改修等を行う場合は対象外
個人Ａ	法人Ｃ 個人Ｄ 法人Ｅ	個人Ａ	○	個人Ａが店舗等を営む法人Ｅの役員になっている等、店舗等の経営に携わっていることが証明できれば、個人Ａが行う改修等は共用部分含め対象とできます。 しかし、後年度、法人Ｅがテナント店舗内の改修等のためにこの補助を受けることはできません。法人Ｃ、個人Ｄは、申請できます。

個人Ａ	法人Ｃ 個人Ｄ 法人Ｅ	法人Ｃ	○	店舗等を賃借している経営者（法人Ｃ）が店舗等の改修等を行う。 法人Ｃは後年度申請できませんが、個人Ｄ、法人Ｅは申請できます。

３　前項同様の複合店舗の場合で、所有権が共有名義になっている場合

店舗等の所有者	店舗等を営むもの	補助事業の申請者	補助の可否	解　　説
個人Ａ 個人Ｂ	個人Ａ 個人Ｂ 法人Ｃ	個人Ａ	○	店舗の共同オーナーの一人であり店舗を経営する個人Ａの負担で店舗等の改修等を行う場合、対象です。 この場合、共用部分などの改修も補助対象とできます。 個人Ａは後年度、この補助を申請することはできませんが、個人Ｂ、法人Ｃは申請することができます。
個人Ａ 個人Ｂ	個人Ｂ 法人Ｃ 個人Ｄ	個人Ａ	×	店舗等の経営に関与していない店舗のオーナー（大家）が改修等を行う。
個人Ａ 個人Ｂ	個人Ｂ 法人Ｃ 個人Ｄ 法人Ｅ	個人Ａ	○	個人Ａが店舗等を営む法人Ｅの役員になっている等、店舗等の経営に携わっていることが証明できれば、個人Ａが行う改修等も対象とできます。 しかし、後年度、法人Ｅがテナント店舗内の改修等のためにこの補助を受けることはできません。個人Ｂ、法人Ｃ、個人Ｄは、申請できます。
個人Ａ 個人Ｂ	個人Ｂ 法人Ｃ 個人Ｄ 法人Ｅ	個人Ａ 個人Ｂ	○	上記と同様のケースで、個人Ａと個人Ｂが所有権持分により工事費を負担する場合は、共有部分の改修含め対象とできますが、個人Ａと個人Ｂの共同申請となります。この場合、共同申請で１件扱いになるので補助金額は 60 万円までです（それぞれが申請し、それぞれが補助金 60 万円を受給することはできません）。 また、個人Ａが経営参画する法人Ｅ、個人Ｂは後年度申請できません。法人Ｃ、個人Ｄは申請できます。

最終更新日　2026 年 4 月 1 日

市内登録業者一覧

	事業会社	事業者住所	登録した工種
1	㈱那知組	緑町 2 番 1 号	建築一式工事
2	㈱高田板金製作所	本町 12 番 12 号	特定建設業、建設工事業
3	㈱ヤマサ	学田 3 区	水道、管工事　　建具、ガラス工事
4	㈱イトウ塗装	若葉町 14 番 3 号	塗装工事
5	㈲堀口商会	栄町 1 番 6 号	板金、屋根工事
6	㈱マルササトウ建設	字布部市街地	建築一式工事
7	㈲佐々木塗装	錦町 5 番 19 号	塗装工事
8	㈱吉田塗装店	若松町 8 番 5 号	塗装工事
9	北川塗装店	桂木町 2 番 169 号	塗装工事
10	㈱橋場ガラス	末広町 5 番 15 号	建具、ガラス工事
11	㈱軽米組	末広町 18 番 14 号	建築一式工事
12	㈱北菱	桂木町 1 番 17 号	建築一式工事
13	㈱一戸電建	花園町 1 番 20 号	電気工事
14	㈲上杉板金	住吉町 5 番 6 号	板金、屋根工事
15	㈱菊田建設	東町 17 番 26 号	建築一式工事
16	㈱佐藤建業	緑町 2 番 16 号	建設工事業
17	㈱ダイヤ硝子店	本町 10 番 5 号	建具工事業、ガラス工事業
18	㈱サンエービルド工業	栄町 19 番 2 号	建築、土木、大工、とび土工、鋼構造物、内装仕上、水道施設
19	㈱津山興産	朝日町 5 番 1 号	管工事業
20	㈱上村オール建材	若松町 6 番 8 号	建設一式工事
21	後田設備工材㈱	本町 6 番 3 号	水道、管工事　　浄化槽工事
22	㈱勇建	緑町 10 番 25 号	建築一式工事
23	㈲秀建	字中御料	建築一式工事
24	蛯名板金興業	西町 2 番 118 号	板金、屋根工事
25	水戸電設	住吉町 2 番 30 号	電気工事

【Q&A】

（ＦＣ店舗への対応）

Ｑ１	フランチャイズの店舗は対象となるか？
Ａ１	富良野市民、又は富良野市に主たる事務所をもつ中小企業者等であれば、対象とできます。

（移転の対応）

Ｑ２	職場環境改善として事務所、店舗等を移転する場合、補助金の対象となるか？
Ａ２	従業員の労働環境等改善を目的とした移転であれば、補助対象となり得ます。 ただし事業の用に供するスペースの改修は対象にならず、建物全体を改修する場合は、総面積から従業員使用スペースの面積割合で按分して計算し、補助対象となり得るか確認します。

（創業者の取扱い）

Ｑ３	新規創業に伴い従業員が利用するスペースを設ける工事を行う場合、補助金の対象となるか？
Ａ３	補助対象とはなりません。 本事業は、「市内で事業を営む事業所等の従業員が働く労働環境等の改善」が目的であり、新規創業にあたっての工事は「改善」には当たらないことから対象とはしません。

（富良野市住宅改修促進助成条例補助金（以下「リフォーム補助金」）交付を受けた住宅の場合の対応）

Ｑ４	過去５年以内にリフォーム補助金の交付を受けた建築物について、そのオーナーと賃貸契約をした事業者が、店舗として改修工事行う場合、補助金の対象とすることができるか。
Ａ４	同一事業者が同一建築物について、過去５年以内にリフォーム補助金を受けている場合、補助金対象となりません。しかし、賃貸や売買によってその建築物を使用する事業者が変わった場合、事業者の業種や営業形態によって、店舗の仕様を変える必要があることから、補助金の対象とすることができます。

（中心市街地活性化センターの商業支援室（通称：チャレンジショップ）の取り扱い）

Ｑ５	富良野市中心街活性化センターの商業支援室（※通称：チャレンジショップ）で店の営業を開始するにあたり、補助の対象となるか？また、商業支援室を退出し、新たに店舗を開業する場合は、補助の対象となるか？
Ａ５	商業支援室は、新たな商業の創出に向けた活動の支援を行うために設置されたもので、一般の相場と比較して低廉な家賃で賃借できるものであるため、既に市費による支援が行われているものであります。また、チャレンジショップは賃借期間に制限があり、補助事業を活用し改修したとしても、退去時に原状回復が義務化されているため、対象外とします。

（直売所の取り扱い）

Ｑ６	農業者が収穫期に開店する、いわゆる直売所について、対象となるか？
Ａ６	冬期間休業するなど年間を通じて営業していないものについては対象になりません。

（賃貸店舗と改修費補助）

Ｑ７	賃借している店舗だが、対象となるか？
Ａ７	補助対象となります。

（店舗を改修して住宅部分を設けた場合）

Ｑ８	現在は店舗のみの物件だが、改築して従業員用の住居部分を造作する場合、補助金の対象になるか？
Ａ８	改築して住居部分を造作する工事については、建物の所有者と事業主が同一である場合は対象となり得ます。 建物の所有者と事業主が異なる場合、建物所有者の物件改修は、不動産事業としての営利目的の改修工事となるため、対象外となります。

（異なる業者が行う工事）

Ｑ９	店舗改修工事で、市外の業者が内装を、市内の登録業者が電気工事を行うような場合、対象となるのか？
Ａ９	市内登録業者が行う工事の工事費が税抜５万円以上になれば、対象とすることができます。

（下請けが行う工事）

Q10	施工業者が下請けに出した工事は対象になるか？
A10	建築一式工事の事業者として登録された業者以外の業者が下請けに出した工事は認めません。異なる登録業者それぞれと契約したものは、それぞれの契約工事について申請すれば、補助対象にできます。

（下請けの届け出）

Q11	建築一式工事の登録業者が下請業者に行わせた工事の内容は届出等が必要か？
A11	元請が登録業者であれば、基本的にどの工事をどこの業者に下請けに出したのかまでは把握しません。

（外構工事）

Q12	例えば駐車場の舗装工事について、補助の対象となるか？
A12	中小企業振興総合補助金では、外構工事を原則補助対象としていません。

（自社で行う工事）

Q12	自社で施工できる工事は補助の対象となるか？
A12	専門業者ではない事業者によるいわゆる DIY に要する経費は原則対象外となりますが、建設・設備関連事業者による自社施工については、次に該当する場合に限り、申請事業に要する「資材の購入費用」のみを補助対象とすることができます。 ①申請者が、富良野市住宅改修等促進助成事業の登録事業者である。 ②補助対象経費は、申請期間内に発生したものであり、それが書類にて客観的に確認できる。 ③図面および見積書などにより、補助対象経費となる資材の数量が適切かどうか確認できる。